

社会福祉法人平取福社会役員等の報酬及び費用弁償の支給に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人平取福社会（以下「法人」という。）の理事長等特別職の職員で非常勤のもの（以下「役員等」という。）に対する報酬及び費用弁償の支給に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(報酬)

第2条 役員等の報酬は、別表のとおりとする。ただし、理事が理事長の職務を代理することになった期間は、当該理事に対し理事長職相当分の報酬を支給する。

2 前項の規定にかかわらず、役員等が職員を兼務している場合は、報酬は支給しない。

(費用弁償)

第3条 役員等が会議その他招集に応じ出席したとき、又は法人業務のため旅行したときは、住所地より用務地まで、その路程により費用弁償として旅費を支給する。

2 前項の規定により支給する旅費の額及び支給方法は、法人旅費規程による。

附 則

1 この規程は、平成30年4月1日から施行する。

2 社会福祉法人平取福社会理事、監事、評議員に対する費用弁償及び報酬に関する規程は廃止する。

附 則

この規程は、公布の日から施行し、平成30年4月1日から適用する。

附 則

この規程は、令和元年6月19日から施行し、平成31年4月1日から適用する。

別表

職名		報酬		摘要
		支給区分	金額	
理事会	理事長	月額	35,000円	
	業務執行理事	日額	4,500円	
	理事	日額	4,500円	
監事		日額	4,500円	
評議員会	評議員	日額	4,500円	
評議員選任・解任委員会	委員長	日額	5,000円	
	委員	日額	4,500円	
入所判定委員会	委員	日額	4,500円	